

# 事業主の皆様へ

事業主は、職場の**定期健康診断**を実施した結果、**異常がある(有所見)**と診断された労働者について産業医等の**医師から意見を聴く**ことが必要です。

(**事業者の責務**)

労働安全衛生法第66条の4

- 意見の聴取は、健康診断実施後3ヶ月以内に行う必要があります。
- 意見の聴取方法は、医師に健康診断個人票の医師の意見欄を記入するよう求めることにより行います。

意見とは  
下記の2点

## 1 就業区分およびその内容についての意見

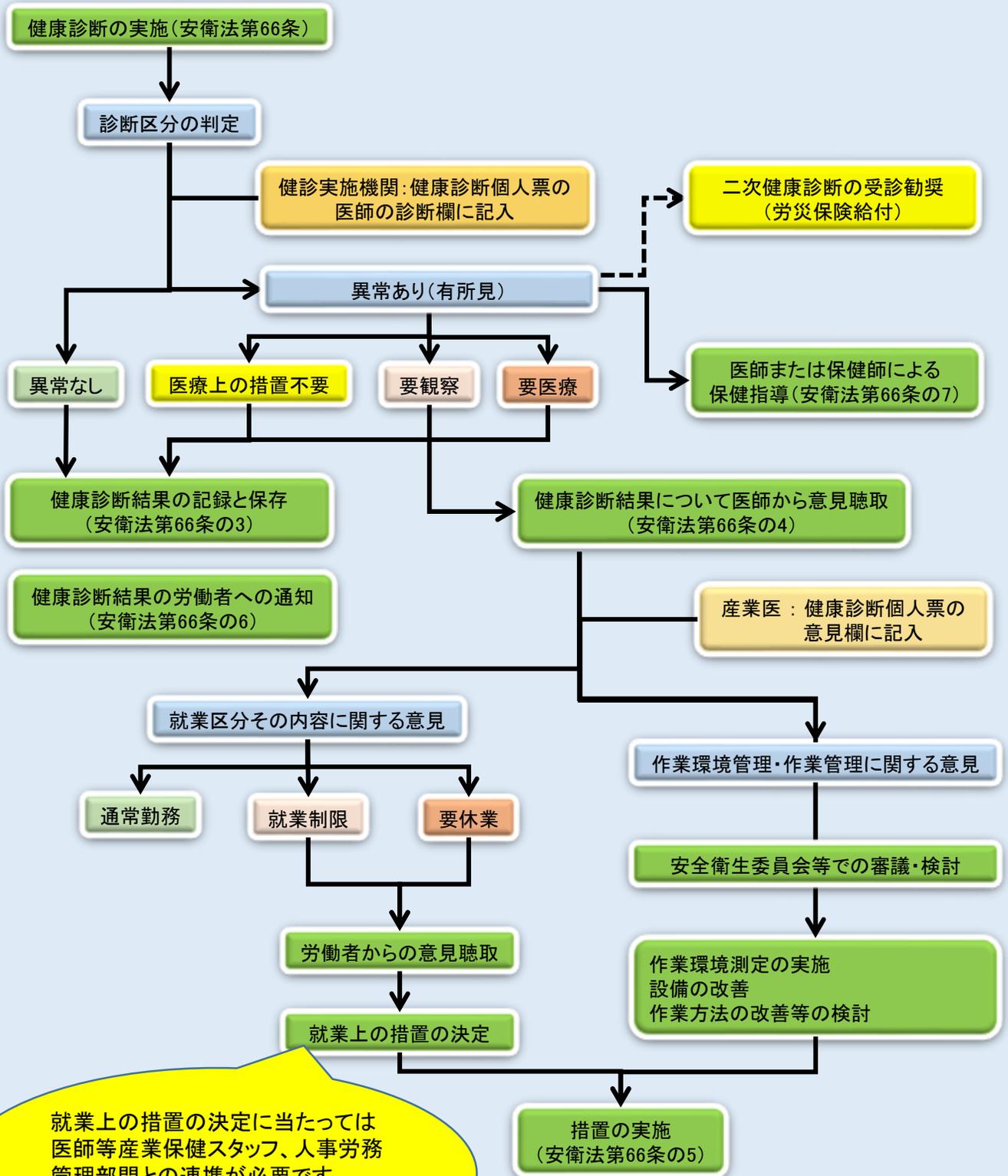
就業区分	内容	就業上の措置の内容(例)
通常勤務	通常の勤務でよいもの	(特段の制限も配慮も要さない。)
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、交替作業の禁止、高所作業の禁止、就業場所の変更、深夜業の禁止、深夜業回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

## 2 作業環境管理および作業管理についての意見

健康診断の結果、作業環境管理および作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設または設備の設置、改善および作業方法の見直し、改善その他の適切な措置について意見を求めます。

- 産業医の選任義務のある事業場(労働者数が50人以上の規模の事業場)においては産業医から意見を聴くこととなりますが、労働者数50人未満の規模の事業場については産業医の選任義務がないので、「**地域産業保健センター**」を活用して医師による意見を聴くこととなります。
- 「**地域産業保健センター**」のご利用は、「**無料**」です。

# 労働安全衛生法で定める健康診断実施後の措置の流れ



就業上の措置の決定に当たっては  
医師等産業保健スタッフ、人事労務  
管理部門との連携が必要です。  
また、プライバシーにも配慮が必要  
です。

働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポート！  
 独立行政法人 労働者健康福祉機構 茨城産業保健総合支援センター  
 TEL 029-300-1221